放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号の二（第32条第４項関係） ［略］	**別表第二号の二**（第32条第４項関係） ［同左］
費用区分 / 配賦基準	費用区分 / 配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費 / 電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数の比、コンテンツ制作費比（電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。）、権利処理件数の比（電気通信回線を通じて提供する放送番組等の利用に係る著作権その他の権利に関する手続きの確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。）、提供事業者の数の比（電気通信回線を通じて提供する放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。）又はアクセス数比（電気通信回線を通じた放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数の比をいう。）	国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費 / 電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数の比、コンテンツ制作費比（電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。）又はアクセス数比（電気通信回線を通じた放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数の比をいう。）
［略］	［同左］
減価償却費 / 電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、コンテンツ制作費比又は提供事業者の数の比	減価償却費 / 電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比又はコンテンツ制作費比
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省・厚生労働省令第一号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第七条第二号、第二十七条並びに附則第二条第一項第三号及び第四号の規定に基づき、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十日

文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信